

# 島根県からのお知らせ

(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税関係)

## 1 地方税関係書類の押印義務の見直し (全法人)

令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について、提出者の押印を求めているものについては原則として押印を要しないこととされました。

これにより、法人三税に係る申告書等についても原則として押印廃止となりました。

なお、島根県から送付する申告書等は印刷の都合上、押印欄が残った様式を送付する場合がありますが、押印欄のある書類も引き続きご利用いただけます。

### 主な押印廃止書類

省令(条例規則)	様式名
第6号様式	確定・中間・修正申告書
第6号様式(その2)	確定・中間・修正申告書
第6号の3様式	予定申告書
第6号の3様式(その2)	予定申告書
第11号様式	均等割申告書
第30号様式	法人設立(事務所等設置)届出書
第30号の2様式	法人届出事項の変更等届出書

新様式はホームページ(トップ>暮らし>税金>様式ダウンロード>法人三税)に記載しています。

## 2 過疎法の改正 (全法人)

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、設備投資に伴う課税免除の要件を改正しました。

### 改正内容

改正前	改正後
①対象業種 製造業、旅館業、農林水産物等販売業	①対象業種 情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査業等を <b>追加</b>
②取得価額要件 2,700万円超	②取得価額要件 資本金の規模に応じ、500万円以下まで <b>引下げ</b>
③対象となる設備投資 新設又は増設のみ	③対象となる設備投資 <b>取得又は製作若しくは建設</b> (建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む) ※資本金の額等が5,000万円超の法人は新設又は増設のみ

■ 詳細はホームページ(トップ>暮らし>税金>県税>県税の種類(税目)と概要>特例条例をご覧ください。

## 3 申告関係書類の記載方法 (全法人)

令和2年税制改正による様式改正により、それぞれの様式の名称区分に事業区分(法第72条の2第1項各号)を記載する箇所が設けられていますので、記載例を参考にいずれの事業区分に係る様式であるか記載をして提出をお願いします。

記載例（第6号様式別表5の場合）

法人名	※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分		
	法人番号							
	事業年度	令和	年	月	日から	令和	年	月

所得金額に関する計算書（法第72条の2第1項 **第1号** に掲げる事業）

第六号様式別表五（提出用）

【参考】事業区分

※該当する事業区分に○をしてください

条 文	事業区分	
地方税法 第72条の2 第1項	第1号	第2号、第3号に掲げる事業以外の事業
	第2号	電気供給業（第3号に掲げる事業を除く） ガス供給業、保険業及び貿易保険業
	第3号	電気供給業 （小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業）

#### 4 地方創生応援税制（特定寄附金税額控除）（全法人）※誤りが多くなっています

特定寄附金税額控除の適用に当たっては、下記の要件等をご確認ください。

要 件

- ・青色申告書を提出している法人であること。
- ・地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成28年4月20日）から令和7年3月31日までの間に、地方公共団体が行う地方創生を推進する一定の事業に対して寄附金を支出したこと。（共同募金への寄附金は対象外です）
- ・対象となる事業については地域再生法の認定地域再生計画に記載された「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」です。詳しくは内閣府地方創生推進事務局のHP「企業版ふるさと納税ポータルサイト」  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu\\_furusato.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html) にてご確認ください。

控除額の計算

税 目	控 除 額		上 限 額
	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和2年4月1日以後に開始する事業年度	
法人事業税	寄附金額の10%	寄附金額の20%	法人事業税額の20%
法人住民税	寄附金額の20% (道府県分2.9%、市町村分17.1%)	寄附金額の40% (道府県分5.7%、市町村分34.3%)	法人住民税法人税割の20%

留 意 事 項

- ・寄附金額が10万円未満の場合には、税額控除の対象となりません。
- ・主たる事務所の所在する地方公共団体に対する寄附は対象となりません。
- ・東京都、23区、一部の市町村に対する寄附は対象となりません。
- ・控除の適用には申告書に一定事項を記載し、地方再生法施行規則第14条第1項の規定により地方公共団体が交付する受領証の写しの添付が必要となります。

## 5 欠損金の繰越期間の延長（全法人）

平成28年度の税制改正において、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金の繰越期間が10年間に延長されました。（適用関係については下図をご参照ください）

(例) 3月末決算法人で 事業年度の変更がない場合		欠損金を繰越控除できる期間					
		H30年3月決算 申告時	H31年3月決算 申告時	...	令和10年3月決算 申告時	令和11年3月決算 申告時	
過去に申告した 欠損事業年度	平成21年3月期	9年	—		—	—	
	平成22年3月期	8年	9年		—	—	
	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮	
	平成29年3月期	1年	2年		—	—	
	平成30年3月期	—	1年		—	—	
	平成31年3月期	—	—		9年	10年	
	令和2年3月期	—	—		8年	9年	
	令和3年3月期	—	—		7年	8年	
	令和4年3月期	—	—		⋮	⋮	
	令和5年3月期	—	—		⋮	⋮	

→

繰越可能期間が10年

また、法人住民税における控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額、控除対象還付法人税額、控除対象個別帰属還付税額についても平成30年4月1日以降に開始する事業年度の発生分から繰越期間が10年間に延長されました。

## 6 電気事業法の改正に伴う税制措置（電気供給業のうち、配電・特定卸供給事業）

電気事業法の改正により新たな事業類型として「配電事業」及び「特定卸供給事業」が創設されることに伴い、下記のとおり税制措置が講じられることとなりました。

これにより、令和4年4月1日以後に終了する事業年度の課税方式等は下記のとおりとなります。

### 電気供給業のうち、配電事業及び特定卸供給事業の課税方式等

事業類型	区分	法人事業税率	特別法人事業税率
配電事業	収入割	1.0%	基準法人収入割額の30%
特定卸供給事業 (資本金又は出資金の額1億円超)	収入割	0.75%	基準法人収入割額の40%
	付加価値割	0.37%	
	資本割	0.15%	
特定卸供給事業 (資本金又は出資金の額1億円以下)	収入割	0.75%	基準法人収入割額の40%
	所得割	1.85%	

### 分割基準

事業類型	分割基準	
配電事業	課税標準の3/4	発電所に接続する電線の送電容量
	課税標準の1/4	事務所等の固定資産の価額
特定卸供給事業	課税標準の3/4	発電所の用に供する固定資産の価額
	課税標準の1/4	事務所等の固定資産の価額

※発電所に接続する電線がない場合又は発電用固定資産がない場合については、事務所等の固定資産の価額により按分

## 7 付加価値割における賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し（外形標準課税法人）

賃上げ及び投資の促進に係る税制は人材確保等促進税制へ改組され、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度で国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額を法人事業税の付加価値額から控除することが可能となりました。

【見直し前】

要件	
①	継続雇用者給与等支給額が対前年度増加率3%以上
②	国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の95%以上
③	雇用者給与等支給額が対前年比を上回ること
控除額	雇用者給与等支給額の対前年度増加額



【見直し後】

要件	
①	新規雇用者給与等支給額が対前年度増加率2%以上
②	雇用者給与等支給額が対前年度を上回ること
控除額	新規雇用者給与等支給額

## 8 大法人の電子申告義務化（大法人）

大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提出しなければならないこととされています。

※eLTAXの使用方法等については、eLTAX（地方税共同機構）のホームページにてご確認ください。

※大法人とは、以下の（1）及び（2）に掲げる内国法人をいいます。

- （1）事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- （2）相互会社、投資法人及び特定目的会社

**★ご注意ください**

電子申告義務化の対象法人であっても、電子申告の利用届出書が未提出の場合又は利用届出書が提出済みであっても「審査済み」となっていない場合には、紙の申告書を送付しますが、申告書は電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）で提出してください。

紙で申告書を提出された場合は、不申告扱いとなり、加算金が発生する場合がありますのでご注意ください。

## 9 申告様式等のホームページへの掲載

申告・届出に必要な様式や記載の手引きは、ホームページ（トップ>くらし>税金>様式ダウンロード>法人三税）に掲載していますので必要に応じてご利用ください。

**eLTAXを利用されていない法人の皆さまへ**

法人三税（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税）の申告、申請・届出及び納税の手続は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じてインターネットで行うことができます。

これにより、申告から納税までの一連の手続きについて、窓口に出向くことなく自宅やオフィスから行うことができますのでぜひご利用ください。

eLTAX ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ヘルプデスク：<https://www.eltax.lta.go.jp/news/02438>

**お問い合わせ先**

制度についてご不明な点は、最寄りの県民センターへお問い合わせください。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ■東部県民センター 法人課税課    | 電話 0852-32-5621 |
| ■西部県民センター 法人・軽油課税課 | 電話 0855-29-5519 |
| ■島根県総務部税務課 課税グループ  | 電話 0852-22-5892 |